

"Handen"(班田) and "Kouden"(校田) in the "Taika(大化)-Hakuchi(白雉)" Era (2)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/18214

大化・白雉期の班田と

校田について (二)・完

梅田康夫

- 一 はじめに
- 二 石母田説の検討
- 三 大化・白雉期の班田・校田関係記事
- 四 東国における校田と班田(以上二六卷二号)
- 五 畿内を中心とした校田と田地賜与
- 六 改新詔と白雉三年の班田記事
- 七 むすび(以上本号)

五 畿内を中心とした校田と田地賜与

畿内という一定の地域的な区画が制度として成立したのは、一般に大化の頃と考えられている。⁽¹⁾ 改新詔の第二条に規定されている畿内制度は、国の区画を基礎とした令制的な畿内制と異なつて、単に四地点でのみその境界を示されており、⁽²⁾ その信憑性を疑われることの多い改新詔にあつて、この畿内制に関する規定は、大化当時のものである可能性が強いといえる。もつとも、畿内という地理的空間が形成されたのはかなり古く、既

に弥生時代において小河川を中心として形成された一定の地域的まとまりは、古墳時代に入ると淀川水系をめぐ
る特殊な環状地帯として認められるようになることが指摘されている。⁽³⁾畿内制の前進ともいうべき実態的な区域
は、大化前代において既に成立していたと考えられる。⁽⁴⁾それは、「ウチツクニ」と称され、自然的に発生した一定
の境界となる地点によって識別される。その境界点は、基幹的な道路上に位置する交通上・軍事上の要衝でもあ
る。そして、その境界点を除けば、「ウチツクニ」の境界はかなり漠然としたものであり、それは、明確な界線に
よって区画されるところの人為的な行政区域とはいえない。改新詔の畿内制は、基本的にこのような性格を有す
る大化前代の領域区分を制度化したものと考えられる。

この大化の畿内制が導入された理由、あるいはそれが他の地域との関連で有する意義・特色については、朝廷
権力の構成員すなわち官人有資格者の居住地域という点に求める説⁽⁵⁾、百濟の「五方五部」という軍事的編成との
類似で考える説⁽⁶⁾、部民制の廃止や評制の施行のような改革から除外された地域という面から捉える説⁽⁷⁾、天子の居
所である京師との密接な関係を強調する説⁽⁸⁾、天子を中心とした礼秩序の空間的認識という面から捉える説⁽⁹⁾、等が
唱えられてきた。しかし、ここで注目したいのは、民衆支配のあり方という面から畿内制を特色づける、大津透
氏の最近の研究である。⁽¹⁰⁾それによれば、律令制下において民衆に課せられた諸負担は、畿内と畿外とでその性格
を異にしており、畿外では大化前代の国造制下の形態を残し、また服属儀礼的性格を窺わせるのに対し、畿内
は、籍帳による徹底的な個別的人身把握を基礎にして、在地首長を媒介とせず国家が民衆を直接に支配していた
とされる。このような畿内と畿外の相違は大化前代に遡り、それは、要するに畿内における国造制的支配の欠如
に由来するものとされる。このことは土地支配の面では、畿内の屯倉は大和王権自ら開墾して地溝開発を行なっ
たのに対し、畿外の屯倉は実質的には国造の支配下にあったという形であらわれる。そして、条里制、班田制と
密接な連関を有する田租制は、まず畿内において成立し、畿外においては、田租の徴収・管理権は大寶以降になっ

てはじめて国司に移ったとする。屯倉を中核とする大和王権の領域的支配が公地支配へと発展し、畿内において、租税や力役の直接的・人身的な徴発が行なわれるようになったというわけである。⁽¹¹⁾

この大津氏の見解は、畿内と畿外との支配構造の差異に着目するという点では、大山誠一氏の研究⁽¹²⁾と共通する面を有するが、その支配構造の実態的な捉え方は全く正反対の様相を呈し、その結果、大山氏によれば、大化前代の部民制的社会構造の変革は畿外から始められたとされるのに対し、逆に大津氏によれば、律令制的な個人身支配につながる改革は、まず畿内より始められたと捉えられる。⁽¹³⁾ 大山氏の見解については、既に長山泰孝氏の批判にもあるように⁽¹⁴⁾、大化の改革において畿内を全く除外することはできないのであり、少なくとも土地支配をめぐって一定の変革が行なわれたことは確かであると思われる。基本的には大化の畿内制は、改革から除外された地域として消極的に位置づけられるべきではなく、大津氏のごとく、一定の改革が行なわれた地域として積極的に把握されるべきであろう。

ただし、大津氏の研究は、あくまでも律令制下の負担体系の分析等から、畿内と畿外における支配構造の違いや、その違いがもたらされた理由を、かなり巨視的に探ったものであり、大化における改革を史料に則して具体的に論じたものではない。それ故、畿内制の成立という視点から、大化における改革の内容を明らかにする課題は残されたままであるといえる。そして、たとえ畿内という地域的な限定が加えられたとしても、改新詔に規定された事項をそのまま改革の中味として考えることはできず、個別具体的な検討が必要となろう。本稿では土地支配のあり方を中心に検討を加えることになるが、それは民衆支配のあり方と密接不可分に連関していることは言を俟たない。ただ、部民制や国造制等の変革に関する問題は、いわば支配構造の根幹に係わる問題であり、それは、大化改新の歴史的意義を全体的に明らかにする中ではじめて解明し得る課題でもあるので、今のところ残念ながらそれらの問題に直接に言及することはできない。

そこで問題を大化の土地変革に限定して論述をすすめるならば、前述したように、『日本書紀』における大化・白雉期の班田・校田関係記事のうち、前掲した史料(B)、(E)、および史料(A)、(D)の後段部分は、主に畿内を中心とした校田と田地賜与に関する記事と考えられる。それらは、次の四つの事項について述べている。

- (イ) 倭国六県に対する校田（史料(A)の(b)部分）
- (ロ) 寺院関係田地の調査と田地賜与（史料(B)の(b)部分、史料(D)の(c)部分）
- (ハ) 官司屯田の廃止と群臣・伴造等への賜与（史料(D)の(c)部分）
- (ニ) 市司・要路津濟渡子への田地賜与（史料(E)の(a)部分）

これらのうち、(イ)については、畿内という限定された地域内での問題であることは、あらためていうまでもなく明瞭である。六県とは、『延喜式』の祈年祭や月次祭の祝詞にあらわれる、高市、葛木、十市、志貴、山辺、曾布の六県のことであり、それらは天皇の直轄地であったと一般に解されている。この六県について、小林敏男氏は、それをアカタではなくコホリとして捉え、その管掌者は県主ではなく稻置であり、それは、徭役労働型ミヤケ¹⁶屯田の設定された一定の領域であったと理解する。また、鎌田元一氏は、県とコホリの密接な関連を指摘し、屯倉を中核として一定の領域的支配の行なわれたコホリが、大化前代において畿内を中心に各地に展開していったとする。⁽¹⁶⁾この鎌田氏の見解は、「県犬養連」に関する『続日本紀』写本の精緻な分析を経て提起されたものであり、県犬養氏は屯倉と密接な結び付きを有するとされる。ここで注意したいのは、氏の依拠した黛弘道氏の研究によれば、⁽¹⁷⁾県犬養氏を含む某犬養氏は、基本的に畿内においてのみ存在したということである。この点を重視するならば、犬養氏によって管理される屯倉を中核として発展したコホリもまた、基本的に畿内に所在したと考えるよいであろう。倭国六県は、そのようなコホリの一部であったと考えられる。従って、この時の使者発遣は倭国だけを対象にしたのかよくわからないが、たとえ倭国以外に同様の使者が発遣されたとしても、それはコホリ

を対象とした使者発遣であり、その地域は畿内に限られるであろう。

この使者によって、造籍と校田が行なわれたわけであるが、重要なのは校田であったと思われる。造籍については、欽明朝における白猪屯倉の「田部丁籍」、「田部名籍」はよく知られるところであり、鎌田氏によれば、コホリの人民支配は一般に造籍をともなっていたとされる。おそらく倭国六県についても、これ以前に一定の造籍が行なわれていたと推測される。もっとも『日本書紀』の分注によれば、大化元年八月のこの時の造籍は、「民戸口年紀」の調査を意味した。この分注自体は既に坂本太郎氏が指摘するように、⁽¹⁸⁾『後漢書』からの引用でありそのまま信ずることはできないとしても、すべての戸口を対象にその年令まで調査したところに新しさがあり、それは、令制的な戸籍にほぼそのまま直結する性格のものであったのかもしれない。いずれにせよ、造籍自体については、ここで新規の制度として導入されたわけではないと推測される。

これに対して、校田はこの時にはじめて実施されたものと思われる。虎尾俊哉氏は、正倉院に所蔵される八世紀なかばの「新羅国民政文書」の分析から、大化前の屯倉において「賦田」制的な土地制度が行なわれたとする。⁽¹⁹⁾そこでは校田の実施が当然の前提とされる。しかし、その所論はあくまでも間接的な史料からの推論に基づくものであり、校田の実施を直接に証明したものである。「賦田」と校田とは別次元の問題であり、たとえ間接的に「賦田」制的土地制度の存在が推定されたとしても、それが必然的に校田をともなつたとは必ずしもいえない。そのことは、石母田正氏が「賦田」という用語を導き出した『日本書紀』の記事において、⁽²⁰⁾何ら校田が実施された形跡を窺えない点にも端的にあらわれている。そこでは、投下した一定数の化外人に対し、一定地域の開墾予定地を与えないにすぎないのであり、それはむしろ一定地域への強制移住といった方がよいかもしれない。その範囲が校田の結果積出されたとは考えにくい。勿論、前述した東国の場合のように、校田を経た上で「賦田」制的な田地賜与が行なわれる場合もあるが、一般的にいえばその二つは次元を異にする問題として考えねばならない。

このように、屯倉関係の史料をはじめとして、大化前代に校田が実施されたことを示す史料は存在しない。勿論、部分的な土地調査は個々のなされたであろうが、それが一定地域の田地を対象に組織的に校田という形で行なわれた形跡は今のところないといつてよい。⁽²¹⁾このようなことからいって、この時にはじめて前述した東国の場合と同時に、畿内の一定地域において校田が実施されたと考えられる。問題はこの倭国六県を対象に行なわれた校田の意義であるが、これを班田と関連づけて、その準備的作業と位置づけることはできない。この点は後に詳しく述べるが、少なくとも史料的にみる限り、この校田の結果に基づいて、班田が行なわれたことを示す確実な史料は皆無であるといわなければならぬ。いずれにせよ、この(イ)の場合の校田が畿内の範囲内においてのみ行なわれたことは間違いないが、それ以外の(ロ)、(ハ)、(ニ)の場合については若干の説明を要する。

まず(ロ)の場合であるが、坂本太郎氏が既に述べているように⁽²²⁾、史料(B)の僧尼・奴婢・田畝の調査と史料(D)の田地賜与は、密接に関連しているといつてよい。すなわち、まず寺院保有の田地を調査し、その結果、登録すべき田地を保有しないことが判明した寺院に対して、新たに田と山を施入せんとしたものといえる。問題は、改新時に存在した寺院はどのようなものであったかということであるが、そのほとんど大部分は畿内に所在したようである。六世紀における仏教伝来は、同時に信仰の場としての仏寺の造営をもたらした。最初は草堂的なものにならなかった寺は、蘇我氏の庇護の下で仏教の興隆が進むと、百済系の工人をはじめとする渡来氏族の技術とその活躍により、堂塔、回廊等を備えた壮大な伽藍建築へと発展した。蘇我氏の氏寺として崇峻元年に建立が開始された飛鳥寺(法興寺)は、そのような伽藍配置を備えたわが国ではじめての本格的寺院といわれる。これ以降、聖徳太子をはじめとする皇族や各氏族が勢力的に寺院の造営に乗り出し、よく知られているように『日本書紀』推古天皇三二年九月丙子(三日)条によれば、当時四六寺院が存在したとされている。

この大化以前、飛鳥時代に存在した寺院の特定については、石田茂作氏の先駆的な研究がある。⁽²³⁾石田氏は、書

紀や資財帳等の文献のほか、主に出土瓦の文様・様式によって、飛鳥時代に存在した寺院を推定している。その推定の仕方は、時期によって若干異なっているが、一九四四年に発表された『総説飛鳥時代寺院址の研究』では、大和国二八、山城国四、河内国五、和泉国四、摂津国三、伊賀国一、備中国一、伊予国二、豊前国一、計四九寺院の存在が指摘されている。この石田氏の見解は、その後多くの学者によって基本的に引き継がれ、今日に至るまで通説的地位を占めているといつてよいであろう。ただし、鈴木嘉吉氏が述べるように、それは寺院跡の発掘によるものではなく、あくまでも推定として述べられたものである。従って、石田氏の古瓦判定の甘さを批判し、『日本書紀』推古天皇三二年記事の真偽性をも疑う、たなかしげひさ氏のような見解も一方では存する。⁽²⁶⁾ 氏の作成した表によれば、七世紀前半の飛鳥時代に存在した寺院としては、わずかに一二寺しか数えることができず、それらはいずれも畿内に所在する。

いずれにせよ、通説の見解である石田説によっても、飛鳥時代の寺院はその大部分が、畿内とくに大和国に所在したことは明らかである。中国・四国や九州等にもごく少数の寺院の存在が推定されているが、それらの地域では、飛鳥時代と確認される寺院跡はまだ発掘調査されていないようである。⁽²⁷⁾ 九州については、飛鳥時代の寺院建立を前提とした見解もあるが、寺院跡の調査からすると、九州における寺院の出現は七世紀後半とされる。⁽²⁸⁾ 今後これらの地域で、飛鳥時代と確実に認定される寺院跡が発掘される可能性はあるとしても、飛鳥時代の寺院はその大部分が畿内に存在したのであり、大化改新時に新政府により施策の対象として念頭におかれたのは、基本的に畿内の寺院群であったといつてよいであろう。そのことは、大化後の持統朝においてさえ、「詔令三京師及四畿内、講説金光明経」⁽³⁰⁾ とか、あるいは「詔読三経於京畿諸寺」⁽³¹⁾ として、畿内の寺院のみを対象に講経が命ぜられていたことからも推察されよう。⁽³²⁾

以上、大化時の寺院が基本的に畿内に所在することについて述べたが、その寺院が保有する田地の調査と、新

たな田地の賜与も、やはり主として畿内の範囲内で行なわれたものと思われる。たとえば後の東大寺のごとく、全国にわたって大規模な寺領を有するようなことは、まだ草創間もない諸寺院には考え難く、その保有田地は、おそらく寺院の近辺に所在する場合が多かったと考えられる。そのことは、飛鳥時代に創建された諸寺の資財帳からも窺える。天平一九年に申上された「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」によれば、⁽³³⁾近江、大倭、河内、摂津、播磨国に水田三九六町三段余、近江、大倭、河内、播磨国に菑地三一町二段、大和、河内、摂津、播磨国に山林等が二六地所在したことが知られる。同じく同年に申上された「元興寺伽藍縁起并流記資財帳」によれば、⁽³⁴⁾水田四五三町七段余が、大和、河内、摂津、山背、近江、吉備、紀伊の七ヶ国に所在したことが知られる。さらに、同年申上の「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」によれば、⁽³⁵⁾舒明朝に納賜された水田二一六町九段余は大倭、近江国に、⁽³⁶⁾大化後天武朝に納賜された墾田地九三三町は紀伊、若狭、伊勢国にという形で、畿内およびその周辺に所在したようである。天平期の資財帳にあらわれたこのような寺領の分布は、奈良時代以前に保有ないし賜与された田地の所在状況を、一定反映したものであることは否定し得ないであろう。このようなことからいって、大化前後の頃においては、大部分の寺院は畿内に所在し、それに所属する田地も、基本的に畿内、ないしはせいぜいでその周辺に存在したと考えられる。従って、改新時における寺院関係の田地調査と田地賜与も、大体のところ畿内の範囲内で行なわれた施策であったと推定される。

次に、(ハ)の官司屯田に対する措置について述べる。この点について坂本太郎氏は、官司とは素朴な行政機関の意であるが、実質的には朝廷のことであると、そこに所属する屯田を群臣・伴造等に班賜したのは、つまるところ班田の実施であったとする。⁽³⁷⁾しかし、ここではあくまでも群臣・伴造等だけに班賜がなされており、坂本氏は「人民に班つことの前にまづこれらの人に班つてその範を示す意味がある」とするが、⁽³⁸⁾後で一般の百姓に対し班賜がなされた痕跡はなんら存在しない。『日本書紀』大化三年四月壬午(二六日)条の品部廃止に関する詔には、

「故始^二於皇子群臣^一、及^二諸百姓^一、將賜^二庸調^一」(傍点筆者)とあり、また史料上の信頼性を不問に付すれば、史料(C)に掲げた改新詔第一条にも「降以^二布帛^一、賜^二官人百姓^一、有^レ差」(傍点筆者)とあり、官人だけでなく百姓にも賜与がなされた時は、⁽³⁹⁾その旨の記載がある。このようなことからすると、官司屯田の廃止にともなう百姓への班賜はなかったと考えざるを得ず、群臣・伴造等への班賜を班田の実施と結び付けて考えることはできない。

この官司屯田をめぐる措置について、注目すべきは関晃氏の見解である。⁽⁴⁰⁾関氏は、天皇に所属する屯田と朝廷に所属する屯倉とを厳密に区別する視点から坂本説を批判し、官司屯田とは天皇の屯田に類似したもので、「その実態は田地だけで農民は所属せず、その収獲はすべて官司に納められて、その官司の食料および雑費に充てられるものだった」と述べる。⁽⁴¹⁾そして、その廃止と群臣・伴造等への班賜は、位田・職田のような令制の給与制に至る過渡的措置であったとする。菴田香融氏や泉谷康夫氏等もほぼ同様の考え方を示しており、この関説は現在のところ通説といつてよいであろう。

群臣・伴造等への班賜を班田と直接に関係づけず、位田・職田に近いものとみる点は私も異論がない。また、天皇に所属する屯田と朝廷に所属する屯倉の区別も、これはつまりところ天皇と朝廷、および屯倉と屯田の二種の区別に帰着するのであるが、特に異論はない。しかし、官司の理解については若干疑問が残る。

関説をはじめ従来の諸説はいずれも、官司を律令的な官司、太政官制下の省・司・寮・職等に近い行政的な機関と考えている。そして、官司屯田とはそのような官司に所属し、官司の経済的基盤となるべき田地とする。しかしながら、夙に津田左右吉氏が述べるように、⁽⁴²⁾大化以前にそのような官司とそれに所属する屯田がどの程度存在していたか非常に疑問である。私は前に律令田制下における諸司直營の公田の存在について述べたことがあるが、⁽⁴⁵⁾そのような諸司公田は、中央諸官司が整備される大化以降になって出現するのであり、八世紀後半以降に諸司田という形で一般化するといえる。大化以前にこれに類似するような田地の存在は極めて考え難いであろう。

このようなこともあって、関氏は、「官司所属とはいっても、これまでは世襲職制度であるから、官司の実体をなすものはそれぞれ特定の氏であり、したがって、官司の屯田もその特定の氏に所属するのと現実にはほとんど変りがなかった」とし、⁽⁴⁶⁾そして、その群臣・伴造等への班賜は、世襲職制度の否定に備えて中央諸豪族の既得権を保障するためになされたという。はたしてこのような理解によって津田氏の提起した疑問が解消したといえるのか、私には了解し難い。もしそのようなことであるならば、当該田地は実質的には一貫して特定の氏、中央諸豪族に所属したのであり、官司屯田をめぐることの措置は、単に形式上のことにすぎなくなり、特にその廃止をいう必要性がはたしてあるのか、という新たな疑問が生ずる。関氏は、世襲職制度の否定により、群臣・伴造等は屯田からの収入を失うとするが、必ずしもそうとはいえない。官司屯田が存在するならば、新しく任命される官職に対応する屯田からの収入が期待できるはずである。新しい官職体系に見合った形でその屯田を再編成する必要はあっても、何も官司屯田そのものを廃止する必要はないといわなければならない。むしろ従来からの特定氏族との結び付きを断ち、官司屯田を真に官司に所属する田地として位置づける方が、官司制の整備につながり、⁽⁴⁷⁾全体的な改新の流れにも合っているといえよう。

官司屯田を行政的な機関に所属する田地と考える限り、その廃止と群臣・伴造等への班賜は、たとえその班賜を官人給与的なものと捉えたとしても、改新時の様々な諸施策とはかなり異質の、むしろ逆方向的な性格の措置と捉えざるを得なくなる。この措置を改新時の諸施策等と整合的に理解するためには、まず官司の意味を捉え直す必要がある。そこで『日本書紀』における官司の用例を、今問題にしている官司屯田の事例を除いて列举するならば、次の五例である。

- (1) (前略)十二日、官司国造、勿_レ斂_二百姓_一、国非_二三君_一、民無_二兩主_一、率土兆民、以_レ王為_レ主、所任官司、皆是王臣、何敢与_レ公、斂_二斂_二百姓_一、⁽⁴⁸⁾(後略、傍点筆者)

(2) (前略) 中臣鎌子連、懷_レ至忠之誠_一、換_二宰臣之勢_一、処_二官司之上_一、故進退靡置、計從事立、云々、(後略、傍点筆者)⁽⁴⁹⁾

(3) (前略) 復有_下屢嫌_二己婦_一、好向_二官司_一、請_上決、假使、得_二明三証_一、而俱顯陳、然後可_レ證、詎生_二浪訴_一、(後略、傍点筆者)⁽⁵⁰⁾

(4) 是月、勅、凡諸寺者、自_レ今以後、除_下為_二国大寺_一、以外官司、莫_レ治、唯其有_二食封_一者、先後限_二卅年_一、若數_レ年滿_レ卅則除之、且以為、飛鳥寺不_レ可_レ闕_二于司治_一、然元為_二大寺_一、而官司恒治、復嘗有功、是以、猶入_二官司之例_一、(傍点筆者)⁽⁵¹⁾

(5) 詔曰、諸氏人等、各定_下可_二氏上_一者、而申送、亦其眷族多在者、則分各定_二氏上一、並申_二於官司_一、然後斟_二酌其狀_一、而処分之、因承_二官司_一、唯因_二小故_一、而非_二己族_一者、輒莫_レ附、(傍点筆者)⁽⁵²⁾

この五例のうち、(4)、(5)は律令制的な行政機関に近いものを意味しているといつてよい。(4)にみえる官司は、寺院の監督にたずさわっており、田村圓澄氏はこれを、『日本書紀』大化元年八月癸卯(八日)条の詔(前掲史料(B))にみえる寺主および法頭に起源を有するものとみている。⁽⁵³⁾法頭は俗官であり、後に律令制の下で、仏寺や僧尼の名籍等を管理する玄蕃寮に発展的に解消していく官職である。従つて、ここである官司は、律令制における中央官司の前身に相当するものとみてよいであろう。同じく(5)の場合も、天武朝において氏上について管理した理官が直ちに想起される。周知のように、理官は令制の八省の一つである治部省の前身であり、天武朝にはかなり整備された中央諸官司の一つとして存在していた。⁽⁵⁴⁾

このように天武朝にあらわれる官司は、律令制的中央官司の前身にあたるものをさしているといえる。ところが、大化以前の(1)と大化期の(3)にみえる官司は、それらといささか性格を異にするようである。(1)は、著名な聖徳太子の一七条憲法の一部であり、その偽作説との関連で議論の対象にされてきた部分である。この文章を素直に読む限り、ここでいう官司は前段を受けてのものであり、それは国司・国造に関連していると考えざるを得ない。特に「所任」という点からすると、それは主として国司を念頭においているのかもしれない。⁽⁵⁵⁾勿論国司といつても、律令的な国司制がこの時代に存在し得るはずはなく、もしそれが偽作ではないとすれば、それは、国造に

対して臨時に派遣される官人・使者のような性格のものとして捉えられる。⁽⁵⁶⁾(3)は地方の実情、民衆の風俗につきふれた長文の詔の一部であり、婚姻・家族等に関係する部分の最後に存在する。ここでいう官司がどのようなものか十分に捉え難いが、それは民衆が直接に訴訟を提起し得たところのようである。『日本書紀』大化元年八月庚子(五日)条の鐘・匱を設けた際の詔によると、訴訟は原則として伴造・尊長に提起されるものであった。また前述したように、東国官司の下でも訴訟提起がなされた。これらの訴訟はそこで受理され、一定の調査を経て朝廷に申上されることになっていた。⁽⁵⁷⁾従って、ここでいう官司は、伴造、尊長、東国官司のような、直接に民衆と接触する立場の人物をさしているようである。

以上のように、大化以前あるいは大化期にみえる官司は、律令制の中央官司のような行政機関、組織体を意味するのではなく、一定の任務を帯びて臨時に派遣される官人や、民衆を直接に支配する個々の人物をさしているといえる。ただし、(2)は、左大臣、右大臣、内臣の設置を述べた文の後に続いており、そこにみえる官司は、文脈からすると中央諸官司を意味しているようにみえる。しかし、既に指摘されているように、この文は『魏志』武帝紀の表現を借りてきたものであり、一応ここでは無視してよいと思われる。このようなことからすると、今ここで問題にしている(4)の官司屯田の官司も、律令制的な中央の官衙機構に対応するようなものではないように思われる。

ところで、直木孝次郎氏によれば、⁽⁵⁹⁾屯倉の管理形態としては、中央から派遣された官人によって直接に管理される場合と、在地豪族の管理に委ねられる場合の二形態があり、畿内の屯倉についてもその二形態の存在がみられるが、畿内の場合、どちらかといえは前者の方が次第に一般化するようである。『日本書紀』仁徳天皇即位前紀にみえる屯田司出雲臣祖滌宇や、『日本書紀』天武天皇元年六月甲申(二四日)条にみえる屯田司舍人土師連馬手の例から知られるように、畿内の屯田に遣わされた官人は屯田司と称された。⁽⁶⁰⁾これは令制下において官内省から

派遣された田司の前身に相当するものである。他方、畿外の屯倉に派遣された使者は、田令、田領等と称されたようである。私は、(ハ)の官司とは、畿内の屯田を管理するために派遣された、屯田司のような官人をさしているのではないかと考えたい。「官司処々屯田」とは、官司に所属する屯田という意味ではなく、官司によって管理・経営される屯田という意味ではなからうか。そして、屯田そのものは、天皇および皇族に所属したものとと思われる。

官司屯田をこのように解するならば、次に問題となるのは、その廃止の意味である。今述べたような官司屯田がこの時にすべて廃止されたものでないことは、令制における天皇の供御田としての官田(屯田)の存在から明らかである。この時に廃止されたのは特定の官司屯田であり、天皇に所属する官司屯田は、基本的に廃止されなかったとみななければならない。ここで注目したいのは、この時に同時に「吉備嶋皇祖母処々貸稲」が廃止されていることである。吉備嶋皇祖母とは、皇極・孝徳両天皇の母であり、中大兄皇子の祖母にあたる。皇極天皇二年に死亡しており、従って、「吉備嶋皇祖母処々貸稲」とは、吉備嶋皇祖母に由来する貸稲のことである。すなわち、その貸稲は吉備嶋皇祖母に所属するのではなく、誰か別の人物に所属するとみなしなければならない。関晃氏は、この貸稲が廃止されたのは、その運用の実態が不明瞭になっていたためとするが、⁽⁶⁾しかし、吉備嶋皇祖母が死んでまだ三年しか経過していないのに、そのような事態が生じたとは考え難い。その廃止の理由は、もっと別のところを求めなければならない。私は、貸稲の廃止と官司屯田の廃止とは密接に関連していると理解したい。貸稲は出挙稲のようなものと解されるが、そのみで独自に機能したとは考えられず、官司屯田に付随する形で存在したのではなからうか。おそらく官司屯田を耕営するために、労働力の徵発および種籾の供与といった目的で運用されたのであろう。であるからこそ、官司屯田と並べて、廃止の対象に掲げられているのである。

さて、この貸稲は、実質的に中大兄皇子に所属したものと思われる。『日本書紀』皇極天皇二年一〇月壬子(六

日)条によれば、蘇我蝦夷に物部大臣と称される子(入鹿もしくはその弟)がいたが、「大臣之祖母、物部弓削大連之妹、故因^二母財^一、取^二威於也^一」こという状況であった。要するに、祖母すなわち蘇我馬子の妻は、用明天皇二年に馬子等によって滅ぼされた物部守屋の妹であり、その所有財産は、存命中か否かは不明であるが、母すなわち蘇我蝦夷の妻を通じて、蝦夷の子すなわち物部大臣に継承されたのであった。その継承の過程は必ずしも明確ではないが、男子の孫が祖母の財産を引き継いだことは確かであろう。もしこのような財産の継承方式が当時ある程度一般的に行なわれていたとするならば、吉備嶋皇祖母の貸稲は、その男子の孫である中大兄皇子に、同じような形で継承された可能性が高いといわなければならない。それ故、官司屯田と吉備嶋皇祖母貸稲は、いずれも実質的には中大兄皇子に所属したものと考えられる。

以上のような検討を経るならば、この両者の廃止は、『日本書紀』においてその次の日の記事としてあらわれる、入部・屯倉の献上に関する皇太子奏と深く関連するように思われる。この皇太子奏についてはいろいろ議論の多いところであるが、⁽⁶²⁾中大兄皇子に所属する入部および屯倉が、その一部にすぎないか否かはさておき、献上の対象とされたことは確かである。その行為はある意味では、明治維新の際に倒幕を主導した西南雄藩の藩主が、自ら率先して版籍を朝廷に奉還したのと、次元は異なるが似ているといえるかもしれない。私は、官司屯田の廃止もこれと同じく、天皇に献上する意味であったと解したい。屯田を群臣・伴造等に班賜し得る主体は、法的には天皇であろう。官司屯田は班賜される前に一旦天皇に献上され、天皇の屯田として位置づけられたといえる。一方、皇太子奏によって天皇に献上されたであろう入部・屯倉は、その後どのように処置されたか記載がなく、諸説もあまり問題とはしていないようであるが、その一部は食封のような形で群臣等に賜与されたのではなかろうか。大化の食封についてはその真偽をめぐって議論のあるところであるが、⁽⁶³⁾ここでは一応その存在を前提として考えたい。菟田香融氏が明らかにしているように、⁽⁶⁴⁾皇太子奏において例外的な存在としてあらわれる「入部及所

「封民」は、いわば新たに皇太子に賜与された食封のようなものと考へられる。とすれば、その他の献上された入部・屯倉も、少なくともその一部は食封のような形で、群臣等に賜与されたとみるのが最も自然であろう。このように解するならば、官司屯田および入部・屯倉は、いずれも天皇に献上された後、位田・職田および食封のような形で、群臣等に対するいわば給与として賜与されたといえる。それは、改新詔第一条における、屯倉・田莊の廃止と食封の賜与に通じる論理であることはいうまでもない。

以上、(イ)の官司屯田に対する措置について、推測によったところが多分にあるが、それは、畿内において中央から派遣された官人によって管理・経営される、中大兄皇子所属の屯田を廃止し、天皇に献上した後、群臣・伴造等に位田・職田に近い形で班賜したものであることを述べてきた。もしこのような見解が成立し得れば幸いであるが、たとえそれが困難であるとしても、この官司屯田が畿内に所在したことは、従来の見方に立つても主張し得る。むしろ従来の見方による方が、もっとそのことをより直截に主張し易いかもしれない。すなわち、官司は中央諸官司であるから、その所属の田地も主に畿内に所在したといえる。そのことは、官人・貴族の禄料確保のため元慶三年に設置され、後に各官衙所属の諸司田と化するいわゆる元慶官田⁽⁶⁵⁾が、畿内五ヶ国に所在したことから間接的に推測されよう。また、ここでいう群臣・伴造等が大和国を中心に畿内に居住したことはいうまでもなく、彼らに位田や職田のような形で班賜される田地は、当然ながら畿内に所在するのが最も適当である。ちなみに、令制下において、職田は天平元年に畿内と外国に分けて給せられることになり⁽⁶⁶⁾、位田もその後同じような扱いを受けることになるが⁽⁶⁷⁾、このような措置は官人の増加と畿内における田地不足の影響によるものと思われる、それ以前はおそらく位田・職田は本来的に、畿内において給せらるべきものであったのではなからうか。延暦九年八月八日太政官符によれば⁽⁶⁸⁾、太政官の職田は畿内に二分、外国に一分給せられることになり、その内訳も詳細に記載されているが、それによると外国とは近江・播磨国であり、畿内周辺といえる。同じく博士職田の内

訳を記した延暦一〇年二月一八日太政官符によれば、博士職田は河内、山背、近江、摂津、大和国に設置されたことがわかる。このようなことからいっても、(イ)の官司屯田に対する措置は、主に畿内を中心にその周辺の範囲で行なわれたといえる。

最後に、(ニ)の市司・要路津濟渡子への田地賜与について述べる。坂本太郎氏が夙に明らかにしているように、この措置は、市司や渡子に対し一般民衆から支払われる調賦を廃止し、その代償として田地を賜与したものである。これによって、市司や渡子は国家的機関に組み入れられることになった。前述したように、『日本書紀』においては、この記事の後に(b)部分に畿内と四方国を対象とする勸農記事が続き、さらに(c)部分では畿内・四方国それぞれに使者の発遣が命ぜられている。この市司と渡子に対する田地賜与は、この使者のうち、特に畿内を対象に派遣された「清廉使者」が負った任務の一つであったと解される。市や要路津濟の存在状況からすると、このような措置が当時全国的になされたとは到底考え難い。畿内の範囲内であれば、その条件がないわけではない。

市が、物資の交換・流通場所として、古来より自然発生的に成立してきたことはいうまでもないが、書記等の文献により大化以前にその具体的な存在を知られる市としては、軽市、餌香市、海石櫛市、阿斗桑市等があげられる。⁽⁷²⁾ これらはいずれも、大和国ないし河内国に所在する市である。勿論、地方にも交易圏の中心地として自然発生的な市の存在はみられたであろうが、はたしてそこに市司のごとき市場管理役人を設置するほどまでに、市場として成長発展していたか非常に疑わしい。令制下においては、官市として左右両京に東西両市がおかれ、その監督官庁ともいえる市司は、商品の標準価格の設定をはじめとして、様々な業務を行なった。⁽⁷³⁾ 榮原永遠男氏は、令制下の地方交易圏における中心的存在として国府市を見出し、そして、国府市における市司の存在を指摘する。⁽⁷⁴⁾ しかし、そのような事例としては、近江国の場合のみを史料的に掲げ得るだけであり、松原弘宣氏が述べるように、⁽⁷⁵⁾ 全国的・恒常的な存在とみるわけにはいかない。以上のような令制下における状況から推しても、大化の頃

に畿内以外の地方において、市司によって管理される市が存在したとは極めて考え難い。

要路津済渡子についても、同じようなことがいえる。松原弘宣氏によれば、⁽⁷⁶⁾令制下において津と一口にいつても、船津と渡津の二種類があり、津済とは後者のことで、川の兩岸の渡し場を意味した。そして、松原氏は、『日本書紀』や『古事記』より大化前代に存在したことが具体的にわかる津済として七ヶ所をあげ、それらが地方豪族の在地支配の拠点となっていたことを指摘している。⁽⁷⁷⁾当然のことながらそのような津済は、陸上交通路の延長上にあり、道路の発達・整備とともに出現したものと考えられる。大化前の道路状況については、勿論人間の移動による自然発生的な道路が各地に存在したことはいうまでもないし、令制の七道の前身にあたるものも存在したようであるが、それがどの程度整備されていたかは必ずしもはっきりしない。⁽⁷⁸⁾大化前において大規模な道路計画とその造成が実行されたのは、大和と河内を中心とする畿内においてであった。⁽⁷⁹⁾すなわち、上ツ道、中ツ道、下ツ道、横大路、丹比道、大津道等の諸道であり、そのいくつかは、七世紀の推古朝における外交使節の来朝を契機に、いわば官道として建設・整備されたものであった。松原氏があげた七ヶ所の津済のうち、四ヶ所は畿内に所在する。⁽⁸⁰⁾大化前の道路支配の状況からいえば、大化の頃に中央政府が国家的支配の対象としてまずその念頭においたのは、主として畿内に所在する津済ではなかったかと思われる。

ところで、雑令要路津済条の規定によれば、津済は国郡司によって管理され、その渡子には人夫を差発して充てたことが知られる。そして、この渡子の労働力は、『令集解』の諸注釈等によれば雑徭によって徴発された。松原氏は、渡子を支配し、日常的に津済を管理・経営したのは郡司であったとする。⁽⁸¹⁾それは、ある意味では、大化前代の在地豪族による津済の支配方式を踏襲しつつ、それに国家的な位置付けを与えたものといえよう。このようなことからすると、国家の直接的な管理・経営を旨としたともいえる、(二)の要路津済渡子への田地賜与は、すべての津済を対象にしてなされたとは考えにくい。端的にいえば、津済のなかでも特に重要なもの、少なくとも

陸上交通路の駅に匹敵するような性格をもった津済に対して、そのような措置がとられたのではなからうか。

日本古典文学大系『日本書紀』下の補注25—二五(五七三頁)にあるように、また前稿でもふれたように、要路津済渡子に対する田地賜与は、駅戸に対する駅田の給与と同じような意味を有していたといえる。とすれば、それは駅の設置に対応する意義を有していたとみななければならない。周知のように、改新詔には既に駅馬・伝馬の制がみえるが、しかし、実際に駅制が整備されるのはかなり遅れてからである。坂本太郎氏は、天武朝に駅制が畿内近国において整備されたとする一方、大宝・和銅の頃に畿内近国に駅の新置が次々となされた事実を指摘する⁽⁸³⁾。また、田名網宏氏も、改新詔の駅伝制に関する記事は造作の疑いが強く、駅制は、天智朝のころ、近江朝廷を中心に畿内およびその周辺の地域にある程度行なわれたとする⁽⁸⁴⁾。このような駅制の整備状況から考えてみても、大化の頃に全国の津済を対象にして田地賜与を行ない、それを国家的施設に移管したとは思えない。

雑令集解逸文中の古記は、津済の例として難波堀江を掲げている。難波堀江は推古朝以前に作られ、難波宮の北に位置し、淀川、大和川に通ずる。そこには難波津と難波市が近接し、その一帯は物資の集積地、交易の中心地であった⁽⁸⁵⁾。もし大化の頃に津済渡子への田地賜与が行なわれたとすれば、このような枢要地に限られるであろう。松原弘宣氏や千田稔氏⁽⁸⁶⁾の近年の研究によって、古代の畿内において水上交通路が有した大きな意義、およびその陸上交通路との接点として津が交易上果たした重要な役割が、かなり具体的に解明されてきている。要路津済渡子に対する田地賜与は、そのような畿内の状況を背景にしてはじめて理解し得る。

以上、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)の校田と田地賜与について、それが主に畿内を中心とする範囲内において実施されたと考えられる所似について述べてきた。みてきたように、ここでの田地賜与は、寺院、群臣・伴造、市司・渡子を対象にしたものであり、一般百姓を対象とする給田がなされた形跡は全くない。それ故、これらの田地賜与を、班田収授の一環として位置付けることは無理と考える。それは、令制下における寺田、位田・職田、駅田等に類

似した田地賜与であり、いわば特殊な給田であった。その目的は、寺院の官寺化、群臣・伴造の官人化、市・津済の国家機関化へ向けて、その財政的基盤を整備することにあつたといえよう。そして、この時におそらく畿内の一定地域を対象に行なわれた校田の一つの目的は、田地賜与の対象となるべき田地を析出し、その面積をある程度正確に把握することであつたと思われる。たとえば、官司屯田を廃止し、それを群臣・伴造に賜与する場合、おそらくその職務によつて賜与額等は相違したであろうから、史料には校田のことはみえないが、何らかの土地調査を必要とした可能性は高いといわざるを得ない。このように、寺院、群臣・伴造、市司・渡子に対する田地賜与との関連において校田を意義づける必要性は十分にあるが、しかし、先に保留した倭国六県に対する校田は、その点だけからでは必ずしも納得のいく説明がなされるようには思われない。畿内の一定地域を対象に行なわれた校田には、もっと重要な意義と目的があつた。この点については、改新詔にかかわる問題でもあるので、次節の中であらためて論ずることにしたい。

(1) 関晃「畿内制の成立」(『山梨大学学芸学部研究報告』五号、六一頁以下)、長山泰孝「改新詔と畿内制の成立」(『続日本紀研究』二〇九号、一頁以下)、川副武胤「畿内の制と古事記——古事記國縣邑里考のうち——」(『神道学』一〇八号、一頁以下)、大山誠一「大化改新像の再構築」(井上光貞博士還暦記念会編「古代史論叢」上巻、四五—一頁以下)、西本昌弘「畿内制の基礎的考察——日本における礼制の受容——」(『史学雑誌』九三編一—一、五三頁以下)等参照。

(2) 西本昌弘氏は、四至表示と内部の行政区画とは矛盾しないという点から、大化の畿内制も令制的畿内制と同じく、国の区画を基礎としていたとする(前掲論文五五—六頁)。しかし、令制的国制がこの頃に成立していたと考えるのは困難であり、また国造制下の国もどの程度地域的な区画としての意味をもっていたか疑問である。本位田菊士氏によれば(『日本古代国家形成過程の研究』四一—四頁以下)、畿内が令制国で編成されるようになるのは、天武朝以降で持統朝の頃とされる。

(3) 伊達宗泰「畿内とは——考古地理学の立場から——」(『ヒストリア』七七号、一頁以下)。

(4) 前田晴人「古代国家の境界祭祀とその地域性」(『続日本紀研究』二二六号、二九—三一頁)、大津透「律令国家と畿内——古代国家の支配構造——」(『日本書紀研究』一三冊、五五頁以下)、西本前掲論文五七頁以下、門脇禎二「大化」改新」詔の「畿

内」について」（『東アジアの古代文化』五〇号、三〇頁以下）、等参照。

(5) 関前掲論文六五・六頁、同「天武・持統朝の畿内武裝政策について」（『川内古代史論集』二号、一頁以下）。

(6) 石母田正『日本の古代国家』一五七―一九頁。

(7) 大山前掲論文四四七頁以下。

(8) 長山泰孝「改新詔と畿内制の成立」(『続日本紀研究』二二〇号、二二頁以下)。

(9) 西本前掲論文四三頁以下。

(10) 前掲論文二三頁以下。

(11) なお、直接に大化の畿内制との関連で論じているわけではないが、直木孝次郎氏も、畿内には有力な部姓者が少なく、畿内の民衆は早くより個別的な支配の対象とされたことについて述べている（『大化前代における畿内の社会構造』（『日本史研究』三五号、一頁以下）。

(12) 前掲論文四三三頁以下。

(13) なお、中田興吉氏は、大山説を大化の変革は畿内に限って実施されたと考えていると誤解した上で、畿内・畿外という地域の遠近にもとづく区分より、王権そのものに対する親疎の度合が問題であるとし、王権周辺部の村落にのみ改新詔による変革が実施されたとする（『孝徳朝における村落情勢』（岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』上、二二―頁以下）。方向性としては是認し得るが、しかし、王権周辺部ということによって具体的にどのような範囲を考えているのか明確でないし、また改新詔を全体的にそのまま肯定する点は疑問である。

(14) 前掲「改新詔と畿内制の成立」(『二五―七頁)。

(15) 『県・県主制の再検討(二)——ヤマトの六県を通じて(出)』(『続日本紀研究』一八七号、二頁以下、同一八八号、三五頁以下)。

(16) 『評制施行の歴史的前提——所謂大化前代の「コホリ」について——』（『史林』六三巻四号、一頁以下）。

(17) 『律令国家成立史の研究』二四二頁以下。

(18) 『大化改新の研究』二九四頁。

(19) 『日本古代土地法史論』三頁以下。

(20) 持統天皇元年三月己卯（一五日）条、同丙戌（二二日）条、同四月癸卯（一〇日）条。

(21) なお、条里制が大化前に遡るか否かについては、議論のあるところである（さしあたり落合重信『条里制』四八頁以下、渡辺久雄『条里制の研究』四〇四頁以下、竹内理三『律令制と貴族政權——第一部 貴族政權成立の諸前提——』四六頁以下、彌永

貞三「日本古代社会経済史研究」二五五頁以下、等参照。たしかに、条里制の実施は校田や班田と密接な関連があるとしても、条、里、あるいは坪という大枠の設定と、その中にそれぞれ個々の区画をもって存在する田地に対する校田・班田とは、おのずと次元を異にするのではないかと思われる。従って、たとえ条里制が大化以前に実施されたとしても、そのことをもって直ちに校田・班田の実施の証明とすることはできないように思われる。

(22) 前掲書三九二頁。

(23) 『仏教考古学論攷』一寺院編、三九頁以下、『仏教の初期文化』(岩波講座『日本歴史』(旧)所収)二四頁以下、『総説飛鳥時代寺院址の研究』一頁以下。

(24) 福山敏男「聖徳太子の寺院」(『聖徳太子奉讃会編』『聖徳太子と日本文化』一六八頁以下)、稲垣晋也「古瓦よりみたる飛鳥・白鳳期の寺院」(『古代の日本』9研究資料、一八六頁以下)、同「考古学から見た初期寺院の造営——畿内を中心として——」(『東洋学術研究』一八巻三号、五六頁以下)、小田富士雄「地方寺院の存在形態」(『古代の日本』9研究資料、二〇三頁以下)、田村圓澄「飛鳥仏教史研究」一四頁、等参照。

(25) 「地方寺院の成立と展開」(『日本の考古学』VII歴史時代(下)、三〇二頁以下)。

(26) 『奈良朝以前寺院址の研究』一八頁以下、六六頁以下。

(27) 『新版仏教考古学講座』第二巻寺院、一一七頁、一二七頁。

(28) 八尋和泉「九州の飛鳥・奈良時代の仏像——九州仏像彫刻史の一節として——」(九州歴史資料館編『大宰府古文化論叢』下巻、五六一頁以下)。

(29) 小田富士雄「九州の古代寺院——とくに七八世紀の創立寺院について——」(九州歴史資料館編『大宰府古文化論叢』下巻、四一頁以下)、同「筑紫の初期仏教文化」(『東洋学術研究』一八巻三号、七四頁以下)。

(30) 『日本書紀』持統天皇六年閏五月丁酉(三日)条。

(31) 『日本書紀』持統天皇一年六月辛未(六日)条。

(32) 大化以前における仏教の流布が畿内に限られていたことは、文献の上では、仏教伝来記事としてその真偽性をめぐって多くの議論がなされ、必ずしも信用のおける史料ではないが、『日本書紀』欽明天皇一三年一〇月条に、「奉」伝「帝國」、流「通畿内」としてあらわれている。

(33) 『寧楽遺文』中巻、三六二・三頁。

(34) 同右、三九〇頁。

- (35) 同右、三七八・九頁。
- (36) ただし、横田健一氏が述べるように(「大安寺の經濟に關する二三の問題」(『ヒストリア』一〇号、五頁)、この記載の眞偽については、必ずしも明確ではない。
- (37) 前掲書三九〇・一頁。
- (38) 同右、三九一頁。
- (39) ただし、ここでいう百姓は、吉村武彦氏が述べるように(「大化改新詔の第一詔について——改新詔研究にかんする覚書——」(小笠原長和編『東國の社会と文化』五頁以下)、村首層等を中心にしたものかもしれない。
- (40) 「改新の詔の研究」(上)(『東北大学文学部研究年報』一五号、一二頁以下)。
- (41) 同右、一三頁。
- (42) 「日本古代財政史の研究」一四頁。
- (43) 「大化前代の土地制度——一つの大化改新論——」(『日本書紀研究』第六冊、一九・二〇頁)。
- (44) 「日本上代史の研究」一六一・二頁。
- (45) 「律令制的土地所有に關する一考察——いわゆる田主權の問題をめぐって——」(一)(『法学』四二卷四号、二二七頁)。
- (46) 前掲「改新の詔の研究」(上)、一三頁。
- (47) 東野治之氏は、孝徳朝の官職「祠官頭」の分析から、孝徳朝の官制は、旧來の氏姓的な制度に補われながらも、理念としては官僚制的な要素が強く打ち出されていたと述べる(「大化以前の官制と律令中央官制——孝徳朝の中央官制を中心として——」(『日本歴史』三六二号、一頁以下))。
- (48) 推古天皇一二年四月戊辰(三日)条。
- (49) 孝徳天皇即位前紀。
- (50) 大化二年三月甲申(二二日)条。
- (51) 天武天皇九年四月是月条。
- (52) 同一一年二月壬戌(三日)条。
- (53) 『日本仏教史』1飛鳥時代、一四九頁。
- (54) さしあたり、内藤乾吉「近江令の法官・理官について」(『法学雑誌』四卷一号、一頁以下)、熊谷公男「治部省の成立」(『史学雑誌』八八編四号、一頁以下)等を参照。

- (55) 官司は通常「つかさつかさ」と訓読みされるが、ここでは特に「つかさみこもち」と訓読みされる。これは、官司の古訓「にのみこもち」に引き寄せられたためではなからうか。
- (56) 滝川政次郎「十七条憲法と大化改新」(『日本法制史研究』一八一頁)、日本古典文学大系『日本書紀』下、一八五頁頭注、日本思想大系『聖徳太子集』一九頁頭注、等参照。
- (57) (3)の「而俱頭陳、然後可レ諮」の部分、日本古典文学大系『日本書紀』下、二九六頁頭注は、「みなで事実を明らかにして申立て、しかる後、官司にはかること」と注釈する。しかし、これでは「陳」と「諮」と、官司に二度の訴訟提起がなされることになってしまふ。後者の「諮」は、訴訟提起を受けた官司が、朝廷に申上する意であらう。
- (58) 小島盛之「上代日本文学と中国文学」——出典論を中心とする比較文学的考察——上、三四八頁。
- (59) 「飛鳥奈良時代の研究」三二〇頁以下、「畿内ミヤケの一考察——管理形態を中心に——」(永島福太郎先生退職記念会編『日本歴史の構造と展開』一八三頁以下)。
- (60) ただし、直木孝次郎氏によれば(『大宝令前官制についての二、三の考察』(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』中巻、一五六頁)、この名称自体は、『日本書紀』編者の修文加筆の可能性が大きいとされる。なお、これまであまり注目されていないが、『日本盛異記』上巻第五縁において、聖徳太子の命により播磨国に「水田之司」として派遣された屋栖古運公も、これに類似したものと思われる。
- (61) 前掲「改新の詔の研究」(上)、一四一七頁。
- (62) さしあたり、関晃「大化前代における皇室私有民——子代御名代考——」(『日本経済史大系』1古代、一七八頁以下)、藤田前掲書三四八頁以下、門脇禎二「いわゆる、中大兄献上の「入部」について」(小葉田淳教授退官記念事業会編『国史論集』六三頁以下)等を参照。
- (63) さしあたり、前稿「班田収授制の成立」(『法学』四八巻六号、一三頁)の注(4)に掲げた文献を参照。
- (64) 前掲書三五二・三頁。
- (65) 元慶官田については、前稿「律令制的土地所有に関する一考察——いわゆる田主権の問題をめぐって——」(二)・完(『法学』四三巻二号、一一一頁)の注(5)に掲げた文献を参照。
- (66) 『続日本紀』天平元年十一月癸巳(七日)条。
- (67) 『延喜式』卷二二、民部上、位田条。
- (68) 『類聚三代格』卷一五、職田位田公藤田事。

- (69) 同右。
- (70) 『日本古代史の基礎的研究』下、制度篇、三三五・六頁。
- (71) 勿論、市の機能、存在意義は、単に経済的な面だけでなく、様々なところに求められねばならない。その点について、小林茂文「古代の市の景観——流通外の機能を中心に——」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』別冊八集、一八一頁以下）を参照。
- (72) 西村真次『日本古代経済』交換篇第二冊、市場、二九頁以下、秋山義一「古代における市の発達」（『横浜商大論集』二巻一・二合併号、九二頁以下）等参照。
- (73) さしあたり、大井重二郎「平城京の東西市」(『続日本紀研究』六巻五号、一頁以下)、体系日本史叢書13『流通史』I、三〇頁等を参照。
- (74) 「奈良時代の流通経済」(『史林』五五巻四号、三七頁以下)。
- (75) 『日本古代水上交通史の研究』四九七頁。
- (76) 同右、九七頁以下。
- (77) 同右、一八頁以下。
- (78) 田名網宏『古代の交通』一九頁以下参照。
- (79) 岸俊男「古道の歴史」(『古代の日本』五、近畿、九三頁以下)、体系日本史叢書24『交通史』四頁以下、藤岡謙二郎編『日本歴史地理総説』古代篇、八二・三頁等参照。
- (80) その他風土記にあらわれる津済をも松原氏は掲げており(前掲書二二頁)、その中で「播磨風土記」にあらわれる「摂津国高瀬之済」をここに加えてよいかもしいれない。
- (81) 前掲書一〇七頁以下。
- (82) 「律令制的土地所有に関する一考察——いわゆる田主権の問題をめぐって——」(『法学』四二巻四号、一二三頁)。
- (83) 『上代駅制の研究』一六頁以下。
- (84) 前掲書四五頁以下参照。
- (85) 同右、二九〇頁以下参照。
- (86) 同右、二五九頁以下。
- (87) 「畿内およびその周辺における古代の水運と港津」(『環境文化』五五号、四五頁以下)。

六 改新詔と白雉三年の班田記事

これまで述べてきたように、使者發遣との関連であらわれる大化・白雉期の班田・校田関係記事を分析すると、東国においては建評に際しての軍防屯田的な班田が、畿内においては、寺院、群臣・伴造、市司・渡子に対する特殊な田地賜与が行なわれたことを明らかにした。勿論、使者の發遣が、畿内と東国にのみ行なわれたものでないことは言を俟たない。前述したように、大化元年九月一日には、諸国に対し兵器収集の使者が發遣されており、東国国司もその一環として兵器の収集にたずさわったのであった。また、同月の一九日には、「録_二民元数_一」すために、諸国に使者が發遣されている。⁽¹⁾これは一般にいわれているように、人口の概数を把握せんとしたものと解してよいと思うが、ここで注意すべきは、土地調査に關することが全くふれられていない点である。東国や倭國に派遣された使者の場合、造籍と校田が一連の措置として扱われ、また、寺院に対しては、所屬の僧尼・奴婢の調査と同時に田地の調査が掲げられているのは対照的である。もし、東国や畿内においても、校田に相當する作業が行なわれたとすれば、それは、人口調査を命じたこの時になされるのが最も自然である。しかし、ここにそのようなことを窺わせる記事が全くみえないことは、この時の使者は、そのような任務を帯びていなかったと解さざるを得ない。そのことは、大化前の土地兼併の状況を伝える史料として著名な、この時に出された次の詔の内容にもあらわれている。

仍詔曰、自_レ古以降、每_二天皇時_一、置_二標代民_一、垂_二名於後_一、其臣連等・伴造國造、各置_二己民_一、恣_レ情駈使、又割_二國界山海・林野・池田_一、以爲_二己財_一、爭戰不_レ已、或者兼_二并數方頃田_一、或者全無_二容針少地_一、進_二調賦_一時、其臣連伴造等、先自收斂、然後分進、修_二治宮殿_一、築_二造園陵_一、各率_二己民_一、隨_レ事而作、易

曰、損^レ上益^レ下、節以^二制度^一、不^レ傷^レ財、不^レ害^レ民、方今、百姓猶乏、而有^レ勢者、分^二割水陸^一、以爲^二私地^一、売^二与百姓^一、年索^二其佃^一、從^レ今以後、不^レ得^レ売^レ地、勿^二妄作^レ主兼^二并劣弱^一、百姓大悅、

津田左右吉氏が述べるように、この詔には造作の部分が多く、必ずしも当時の状況を正確に反映したものはいい難いかもしれない。しかし、ここで述べられた状況がある意味で虚構であるとしても、否むしろ虚構であればあるほど、「割^二国県山海・林野・池田^一、以爲^二己財^一」とか「兼^二并数万頃田^一、或者全無^二容針少地^一」という事態に対して、それは否定的な現象として捉えられているのであるから、まずその実態を調査し、校田を行ない、田地の再配分のため班田を実施するのが最も有効な方法と思われる。ところが、この詔では、「有^レ勢者、分^二割水陸^一、以爲^二私地^一、売^二与百姓^一、年索^二其佃^一」という行為が禁制されただけであった。「水陸」とは、夙に飯田武郷氏が述べるように、また前稿でもふれたように、水田と陸田をさす。このような田地を私ものとした上で、それを百姓に「売与」する行為が禁止されたのであった。山野河海に関する領有は、この局面ではなんら問題にならない。また、田地を私地とすること自体が違法とされたわけでもない。「從^レ今以後、不^レ得^レ売^レ地」とあるように、そのような田地を百姓に「売与」してはじめて禁制の対象とされるのであった。「売与」とは、一般に理解されているように、令制下における賃租に類似した行為であろう。「其佃」を百姓から徴収するが故、禁止されたのであった。この詔の全体の趣旨からすると、それは、百姓に対する私的な支配、その私的な取取を禁止することに意味があつたといえよう。そのことは、この詔の最後におかれた「勿^二妄作^レ主兼^二并劣弱^一」という一句にも端的に示されている。この詔が、事態をあたかも土地所有をめぐる問題のように描き出しているのは、事の本質を示すものではないと考える。それは、百姓支配に付随して生ずる問題にすぎないのである。

このように考えてくるならば、大化元年九月一九日に諸國に派遣された使者の任務は、基本的に一般百姓を把握することであつて、校田や班田のような土地支配に係わる事項は、およそその守備範囲になかつたといえよう。

とすれば、東国と畿内を除けばそれ以外の諸国においては、班田や田地賜与はもとより、校田すらその実施の痕跡を見出すことはできないのである。大化における一定の土地変革は、東国と畿内を対象になされたといわざるを得ない。ただし、その土地変革の内容と意義は、東国と畿内においてそれぞれ異なっており、それを共通した性格のものとして捉えることはできない。もし、前掲史料(C)の(c)部分、すなわち大化改新詔の第三条にあらわれる班田収授が、何らかの根拠に基づいているのであれば、それは、東国における班田か、畿内における田地賜与か、そのいずれかの実態を反映したものと思われる。そして、結論的にいえば、それは前者であった可能性が高いと判断する。

班田収授という用語が、原詔に基づくものか、それともその修飾の結果であるのか、あるいはまた『日本書紀』編纂者の全くの造作にすぎないのか、そのいずれであるにせよ、それが田令の規定と密接に関係することは否定し得ない。あえていうまでもないが、班田とは、田令六年一班条の「凡田、六年一班」とか、同じく班田条の「凡応_レ班_レ田者」という表現に通ずる用語である。また収授は、六年一班条後段部分の「毎_レ至_三班年_一、即從_三収授_二」という規定にみえる収授と同じ用法である。これらの表現や規定が、一般百姓をも対象とした口分田の班給と収公に係わるものであることは、あらためて述べる必要もないであろう。律令田制の体系において、百姓をも対象とする一般的な口分田の班給と、官人貴族層のみを対象とした位田・職田等のごとき特権的給田とが並存することとは、周知の事実である。官原武夫氏は、班田に関する二種の古訓から演繹して、それを二つの班田収授制として位置づける。⁽⁶⁾しかし、一般に解されているように、班田収授とは、基本的に前者の、百姓をもその対象に含めた口分田の班給・収公システムをさす。

このような班田収授の観念からすれば、畿内における田地賜与は、全くその観念から離れたものであることは明瞭である。それは、どちらかといえば、後者の特殊的・特権的な給田の系譜に該当するものといえよう。これ

に対し東国における班田は、前述したようにその実質は軍防屯田的なものであり、これを令制的な班田収授制と決して同一視することはできないが、一般百姓を対象に田地の給与がなされたことは、そこに何がしかの共通点を見出すことも可能である。私は、史料(C)の改新詔における班田収授と、史料(G)の白雉三年の記事にみえる班田は、もしそれが何かの根拠に基づくのであれば、それはいずれも東国における土地変革との関連で、『日本書紀』の編纂者によってそのように表現されたものと考えたい。

改新詔では、班田収授の法の作成が命ぜられている。前述したように、大化元年八月に発遣された東国国司は造籍と校田を行なうが、その校田とは、開墾地を設定し、既存の耕地を調査し、その収公を行なうことであつた。そのようにして析出された田地をどのように百姓に分配し、耕營せしめるか、その班給の基準を作ることが、改新詔において班田収授の法を造れとされたことの意味であろう。そして、前述したように、大化二年八月には第二次の使者發遣が東国に対して行なわれ、実際にそのような田地の班給が、建評に際して一定の地域で実施されたとと思われる。この作業は、白雉三年まで行なわれたようである。そのことを示すのが、史料(G)の白雉三年の記事である。

この記事には、古くから指摘されているように不備な点がいくつかある。すなわち、この記事は正月一日の記事であるから、(a)部分にみえる「是月」を正月とすると、「自^二正月^一至^二是月^一」とはどういう意味なのか、また、(b)部分において田の長さについての表示はあるのに広さの表示がない、といった点である。前者の点についてはいろいろな考え方ができるが、私は、飯田武郷氏が横山清説との関連で「自^二正月^一の三字は、自^二大化二年正月^一の誤にて、数字を脱せるなりと云り、此説や々勝るが如し」と述べているように、⁽⁷⁾正月とは大化二年正月の改新詔の発布を意味していると考えたい。すなわち、班田の実際の作業は大化二年八月以降に始められたのであるが、その作業の起点は、改新詔によって班給の基準が作成された、大化二年正月にあると考えられたのであろう。⁽⁸⁾

ところで、白雉三年は、大化二年より丁度六年後になる。このことから、これは六年一班制が適用されたところの見方が、夙に『田制篇』巻四にあらわれている。しかし、白雉三年の記事は、大化二年正月より白雉三年正月まで継続して班田が実施されたように表現しており、大化二年を第一回の班田の年、白雉三年を第二回の班田の年とみるわけにはいかない。また、白雉三年は班田が終了した年であるのに対し、大化二年はあくまでも班田取授の法を作った年であり、それに基づく班田が何時実施され、終了したかは明確でない。もし、それがかなり早急に実施されたとしても、大化二年にその作業がすべて完了したと考えることにはかなり無理があろう。とすれば、たとえ大化二年の班田取授法に基づく班田を第一回の班田と考えたとしても、その実施は翌年以降にかけて行なわれたと考えざるを得ず、六年一班制の適用をみることはできなくなる。このようなことからいっても、白雉三年に班田が終了したというのは、第二回の班田が終了したという意味ではなく、大化二年以降に始められた班田が、白雉三年になってようやく完了したという意味に解すべきである。そして、その班田とは東国における班田であり、その実質は軍防屯田の設置であった。それは全ての評に付随したとはいえないにしても、建評と並行して、その一環をなす事業として進められた。建評が一定の年月を必要とするように、その作業は当然数ヶ年にわたったと考えられる。

以上、改新詔と白雉三年の記事における班田は、東国における土地変革との関連で考えられるべきであることについて述べてきた。ところで、この両者の史料には、田積法と租法に関する記事が付されており（史料(C)の(e)部分、史料(G)の(b)部分）、それを令制に至る変化の中でどのように位置づけるかという点について、様々な学説が提示されてきた。⁹⁾ 私は、この田積法、租法に関する記事は、いずれも信用し難いと考える。前稿で述べたように、¹⁰⁾ 浄御原令制下の田積法は基本的に町制であり、それは、全国的に統一した形での地割と地積測定を行なうため、浄御原令によってはじめ導入されたと考えられる。それまでは、大化以前からの伝統的な田積法である代制が

通用していたのであり、大化の頃に令制的な町段制が実施されていたとは到底考えられない。⁽¹⁾ 東国や畿内における校田も、代制に基づいて実施されたのであろう。

また、田租法についていえば、改新詔と白雉三年の記事では異なっており、白雉三年のそれは、むしろどちらかといえば一段二五〇歩制（一步 \parallel 方六尺）に適合するものである。前述したようにここに広さが欠落しているのは、その点による影響かもしれない。ともあれ、大化の頃における田租法ということだけで考えれば、矛盾した内容をもつ白雉三年の記事の方が、まだしも何かの根拠に基づく可能性を残しているといえる。不合理性の中に隠された真実が潜むことは、一般によくある現象である。改新詔の当該副文は、田令田長条と全く同文であり、それは、一般に認められているように、令文をそのまま転載したものと⁽¹²⁾いってよい。『令集解』田令田長条・古記所引の慶雲三年格の表現からすると、淨御原令以前には、「熟田百代、租稻三束」の田租法が存在したと思われる。⁽¹²⁾もし大化の頃にも田租法が存在したとすれば、これと同じような方式だったのではなからうか。この田租法は、五〇代 \parallel 一町で換算すれば、町租稻一五束になることはいうまでもない。白雉三年の田租法の記事は、大化の頃の田租法をそのように潤色して表現している可能性も絶無とはいえない。

しかしながら、大化の頃にそのような形で田租法の存在があり得るとしても、東国における班田との関連で、かかる田租法が実施されたとは考え難い。何度も繰返すが、東国における班田の実態は軍防屯田の設置にあり、それは、評を中心とした軍事的拠点における経済的基盤の創出を意味した。このような性格からすると、一〇〇〇代につき租稻三束という、極めて低率の土地生産物の収取では、およそその軍事的必要性からくる要請に答えることはできないであろう。現に令制下において設置された陸奥国屯田の場合、町別二〇束以上の地子が収取された。⁽¹³⁾おそらく東国における班田との関連でも、収穫の約二〇％に相当する公田地子的な収取がなされたのではなからうか。とすれば、改新詔における田積法・租法に関する副文はもとより、白雉三年の田積法・租法に関する

記事も、その前提をなす班田記事との関係では、いずれも信用し難いといわざるを得ない。

もし大化の頃にそのような田租法の実施が考え得るとしたら、それは東国における土地変革との関連ではなく、畿内における土地変革、とりわけ倭国六県に対する校田との係わりを想定すべきであろう。一般に田租は大化前代に遡り得ると考えられているが、石母田氏は、その田租の先行形態を、令制的田租と区別して原田租と称する⁽¹⁴⁾。氏によれば、それは、在地の首長に対し共同体成員によってなされる、初穂貢納の儀礼に起源があるとされる。

このような原田租が令制的田租に転化するためには、いうまでもなく二つの契機を必要とする。一つは、収穫された稲に対しその一定部分を割取するという賦課方式から、田の面積に依じて一定量の稲を挾出するという賦課方式への転換である。このような土地を基準とした田租徴収のためには、八木充氏が述べるように、最少限校田を必要とする。校田によって田の面積が測定され、それを基準に租が収取されるようになってはじめて、田租という名称にふさわしい税制の実態が備わったといえる。もう一つの契機は、当初は在地の首長に委ねられていたこの田租の徴収・管理権が、中央の朝廷政府に移行され、全国的に統一した形態で運用されることである。以上のような二つの契機を経て、令制的田租制が何時頃成立したかといえ、それはやはり宮原武夫氏や八木充氏が説くように、浄御原令段階に求めるべきであろう。前稿で述べたように、班田収授制は浄御原令段階の持統朝に成立したと考えられるが、田租制も同じくその頃に成立したと思われる。前述のごとく大津透氏は、田租制の成立を大宝令段階に設定しているが、田租法に関する慶雲三年格に関する理解等には疑問な点が多く、その所論に従うことはできない。しかしながら、氏の発想の根底には、畿内と畿外とで田租制の成立時期が異なるのではないかとする捉え方があり、その点は一つの考え方として十分に検討する価値があらう。

大津氏が指摘するように⁽²¹⁾、『日本書紀』天智八年是冬条には、「修⁽²²⁾高安城⁽²²⁾、収⁽²²⁾畿内之田税⁽²²⁾」とあり、既に天智朝には畿内から田租をとっていたことがわかる。長山泰孝氏によっても、この記事は当時の状況から推して、

特に否定すべき根拠はないとされる。とすれば、畿内における田租制の成立は、淨御原令段階以前としなければならぬ。前述したように八木充氏は基本的に田租制の成立時期を淨御原令段階に求めているが、しかしその一方で、大化以降において、「班田制の部分的な実施に対応して田租が收取されはじめたことを推測する余地は残されている」と述べる。⁽²³⁾「部分的な実施」という内容は必ずしもはっきりしないが、収公された屯倉・田庄・屯田における班田の実施と考えているようである。⁽²⁴⁾とすれば、田租制の成立もそれに付随してということになるが、しかし、前記の天智八年の記述を重視すれば、「部分的」とは、畿内という地域的な範囲の限定をまず考えてしかるべきであろう。そして、既に述べたように、大化の頃に畿内においては、官人等を対象とした特殊な給田はあるが、一般百姓をも含めて班田が実施された形跡をみることはできない。このようなことからいって、大化以降に田租制の成立が一部みられたとすれば、それは畿内という範囲内においてであり、しかもそれは班田の施行にもなつて実施されたのではなく、畿内の一定地域を対象になされた校田の結果実施されたものと考えられる。田租制の成立は、必ずしも班田の実施を必要としない。校田が行なわれればそれは十分可能であり、そのことは前述したように八木氏自ら認めるところである。私は、倭国六県に対する校田の一つの目的は、田租制の実施という点にあったと考える。

以上、令制的な田租制が全国的に成立するのは淨御原令段階といつてよいが、部分的には既に大化の頃に畿内の一定地域を対象とした田租制の実施が考えられ、倭国六県に対する校田の目的の一つはその点にあったことについて述べてきた。しかし、倭国六県に対する校田の目的・意義は、この点だけにとどまるものではない。勿論、前述したように、畿内における田地賜与の対象となり得べき田地の析出という点もある。しかし、それ以上に重要な点として、私は、改新詔の第四条にみえる田調の問題をとりあげたい。周知のように、この問題については戸調の問題と合わせこれまで多くの議論が積み重ねられてきた。⁽²⁵⁾しかし、今だに確とした定説が存在するとはい

い難い状況である。ここでは田調の問題を中心に、一つの新しい見方を呈示したい。まず、改新詔第四条の田調・戸調に関する部分を、前掲した史料(C)では省略したので次に掲記する。

其四曰、罷^(a)二旧賦役^(a)、而行^(b)二田之調^(b)、凡^(b)絹純絲綿、並隨^(b)二郷土所^(b)出、田一町絹一丈、四町成^(b)匹、長四丈、
 広二尺半、純二丈、二町成^(b)匹、長広同^(b)絹、布四丈、長広同^(b)絹純^(b)、一町成^(b)端、絲綿純屯、諸処不見、別取^(c)二戸別之^(c)
 調^(c)、一戸皆布一丈二尺、

以下、調副物、官馬、兵、仕丁、采女に関する記述が、凡条の形で続く。この構成は、一般に指摘されているように、改新詔の第二条や第三条とかなり異なっている。すなわち、第二条や第三条の場合、全体を総括的に記述する主文の部分と、副文の凡条とが明確に区別される。第一条は、副文に相当する部分がそもそも存在しないので、一応考慮の対象外としてよい。これに対し第四条の場合、形式的には(a)部分が主文に相当するが、内容的にはとてもそのようにいえない。(a)部分は田調のみについて語っており、総括的な記述とはなっていない。それ故、井上光貞氏のごとく、第四条には主文が欠落しているとする見方も当然ながら生じてくる。また、(c)部分はなほだその位置が曖昧であり、それは、(b)部分を越えて、直接に(a)部分に繋るとみることも可能である。現に八木充氏はそのように解し、(a)と(c)の部分を主文とする。

このように、(a)、(c)の部分を主文と捉えるべきか否か定かではないが、いずれにせよそれは田調・戸調にのみ関する記述であり、改新詔の第四条全体に係わるような主文が存在しないことは明白である。関晃氏は、改新詔の第二条ないし第三条は、将来実現すべき制度の予定・目標を示したのに対し、第四条は、直ちに実施されねばならないものとして、暫定的な制度を示したとする。第四条の性格付けに関するこの関氏の見解に、基本的に同意したい。第四条では、現に実施されている税制やこれから直ちに実施する税制を、しかも特に注目されるものだけを選んで網羅的に記したため、それらを体系的に整理し直すことが煩雑であったか、あるいは技術的に困難

となり、全体にわたる統一的な主文を作成することができなかつたものと思われる。従つて、そこにあらわれた税制はいずれも現実的な根拠を有するものであり、田調・戸調の制度も大化当時のものと考えてよい。この田調・戸調、特に田調については、その信憑性を疑問視する見方も少なからずある。その最も代表的な見解は、菴田香融氏のそれである。菴田氏は、主文にあたる(a)部分の方を二次的史料とし、田調に関する凡条は、令の人身輪調法を翻案して作り上げたものと考える。そして、「町」は「丁」の誤字あるいは誤写かもしれないとする。しかし、長山泰孝氏や吉村武彦氏が述べるように、これはいささか無理な立論であろう。「町」の字は確かに信頼し得ないとしても、「田」という字はどのように解するのか。田調は人身輪調法を翻案したものというが、何故に田積を基準とした輪調法に翻案しなければならないのか、その必然性が全く明らかではない。このようなことからすると、夙に坂本太郎氏によつて主張されているように、「綿絲絢屯、諸処不見」という分註の存在や、田調の内容に対応するものが令制や唐制に見出せないことは、田調・戸調に関する記述は、大化当時の何らかの史料に基づくことを示しているとみなければならぬ。⁽²⁷⁾

このように、田調・戸調の制度は、大化の頃に実際に実施された税制であつたとみてよいが、それが改新によつて新しく設けられた制度であるか否かについては争いがある。すなわち、長山泰孝、青木和夫、沼野勉氏のごとく、田調・戸調ともに大化前代からの税制であつたとする説、村尾次郎、井上光貞、林陸朗氏のごとく、田調のみを大化において新しく設けられた税制とする説、八木充氏のごとく、田調・戸調ともに大化改新時に創設されたとする説がある。八木氏を除けば、戸調は一般に大化前代に遡るとされており、私もその可能性が高いと考える。問題は、田調が大化前代に遡るか否かということであるが、この点については否定的に考へるべきであらう。田調が大化前代に遡るとする根拠の一つは、田調の賦課量が町段歩制ではなく、代制により適合的だということにある。しかし、前述したように、大化の田積法を町段歩制とみるのは根拠がなく、それは代制であつたと考へ

られる。そして、(a)部分にみえる「罷二旧賦役」とは、やはり素直に解釈すれば旧来の税制を廃止することであり、ひいては田調が代わりに新しく設けられたことを意味しているといわざるを得ない。長山泰孝氏は、「旧賦役」とは豪族らの私的な収奪であり、その廃止とは、その収奪権を朝廷が把握することを意味していたと解する。しかし、文章上からいって、「旧」とは前のとか古いという意味であろうし、またその徵発主体は大和王権であったとみるべきである。もし徵発主体が豪族層であるならば、使役的な表現か、もしくは命令的・禁止的な用法が使われたはずである。そして、おそらくこの時点で、在地におけるそのような豪族の収奪関係を断ち切ることは、非常に困難であったと思われる。⁽²⁸⁾ 本来は(a)部分に田調と並んで配置されるべきであったかもしれない、(c)部分の戸調に関する記述が、(b)部分の凡条によって切断されているのは、戸調は旧来から存在した税制である故、田調と同じ形で(a)部分の「罷二旧賦役」に接続することができなかったからかもしれない。

ちなみに、石母田正氏が述べるように⁽²⁹⁾、田調の成立は、校田の実施と密接不可分である。沼野勉氏は、賦課基準が町という大まかな単位であるから校田を必要としないとするが、たとえ町であろうとそれは田積である限り、精粗はいろいろであるにせよ校田を実施しなければ、その実態を把握することは困難である。しかるに、前述したごとく大化前代においては、屯倉に関する記事をはじめとして、編戸・造籍を窺わせる史料はあっても、校田の実施を示す確実な文献史料は存在しない。このような点からいっても、田調は大化の時点で新しく設けられた制度と考えるべきであろう。

さて、このように田調は大化における新税制と考えられるが、戸調との関係でそれをどのように性格づけるかという点について、従来様々な議論がなされてきた。ここでこの点に詳しく立ち入る余裕はないが、そのような議論の中でまず第一に注意すべきは、村尾次郎氏や長山泰孝氏等が述べるように、田調が主体で戸調は付加税的なものであり、両者の賦課対象や賦課地域が異なっただとは考えられないことである。関晃氏や齒田香融氏等が指

摘するように、「別取三戸別之調」という表現は、戸調が田調の負担者に二重に課せられるべきものであることを示しているといえよう。従って、井上辰雄氏のごとく、田調と戸調の適用対象が地域的に異なっていたと考えることはできない。

しかしながら、戸調の布の規格や、『続日本紀』慶雲三年二月庚寅（一六日）条の記事等から、戸調は畿内のみを対象とした税制であるとする井上氏の推量は、おそらく当を得たものであろう。沼野勉氏によれば、慶雲三年に京および畿内において、人身による丁調に代えて、戸等を基準として徴収されることになった「戸別之調」は、ごく一時期だけ実施されたようであるが、それは、京および畿内の調の賦課量を軽減するために、大化の戸調が復活されたものであろう。勿論、関晃氏が述べているように大化の場合の戸調は戸等を基準としておらず、復活とはいつでも単純な復活でないことはあらためていうまでもない。いずれにせよ、戸調は畿内においてのみ行なわれたと考えられ、この点が第二に注意されねばならない。

第三に注意すべきは、長山泰孝氏が述べるように、改新詔第四条にあらわれる税制はいずれも直接民衆に賦課されており、田調・戸調もその例外ではないということである。一般に戸調は民衆に対する賦課とされる。しかし、田調については、井上辰雄、沼野勉、林陸朗、石母田正氏等のように、それを豪族層に対する賦課とする見方が強いようである。そうした考え方の背景には、田調の賦課量が一町を単位に表示されているところから、ある程度のもたまりをもった田積を想定しなければならぬとする点がある。しかし、井上光貞氏が述べるように、合成した単位でいえば、賦課量は一百平方尺という単純な数値に基づいており、必ずしも一町以下の田積に対する賦課が不可能というわけではない。たしかに戸別に田積を集計し賦課するというのは難しいかもしれないが、かといって直ちに国造をはじめとした豪族層に対する賦課であったと短絡するのも正しくはない。関晃氏が述べたように村落全体に対する賦課という可能性もあり得るのであり、私は、実態的に把握することは困難であるが、

村落ないし集落といった共同体的な場に対する賦課を想定すべきではないかと考える。いずれにせよ、たとえ在地の有力者がそのような賦課の集計を行なったとしても、その賦課自体は、原理的に民衆に直接に課せられる性格のものであったと考えられる。

以上のような留意点を総合するならば、田調・戸調については、それはいずれも畿内の民衆を対象とした税制であったと結論せざるを得ない。個々の論点を繋げれば、これは従来の議論の中で当然あらわれてもよい主張であるが、少なくとも管見におよぶ限り、田調が畿内だけを対象にした税制であることを主張した研究は一例も存在しない。ちなみに、改新詔第四条にあらわれた税制の中には、全国的に適用されたのではなく、ある特定の地域にのみ通用したと考えられるものがある。田調・戸調と同じく、令制や唐制に存在しない官馬の貢納制は、特定の地域にのみ、より具体的には東国においてのみ実施されたようである。官馬について関晃氏は、大化前代からすでに東国の国造等による貢馬の慣行が成立していたのではないかと想定し、これは中央の必要を充たすため特定の地域にのみ賦課された税制とみなしている⁽³¹⁾。また、石母田正氏もそのように明示的ではないが、東国国司による馬の徴発との関連を強く打ち出している⁽³²⁾。私は、官馬の貢納制は東国のみを対象としたものと考えたい。高橋富雄氏は、平安時代の勅旨牧が、甲斐、武蔵、信濃、上野の四国に集中していることについて、大化前代における東国の服属の象徴としての貢馬制との関連を指摘している⁽³³⁾。改新詔第四条における官馬の制も、そのような文脈の中で考える必要がある。

このように、官馬の貢納制が東国という特定の地域を対象としたものであるのと同様、田調・戸調も畿内という特定の地域を対象としたものであった。前述したように大津透氏は、律令負担体系における畿内の特殊性について鋭い分析を加えたが、この田調・戸調については、戸調を「畿内において農民に戸別にかけた租税⁽³⁴⁾」としながら、田調を畿外に対する国造あるいは評督への割当てと理解している。これは井上辰夫説にほぼ等しいといっ

てよく、この点では畿内の特殊性の徹底化が不十分であったとしなければならぬ。

この田調・戸調は、わずか半年余後の大化二年八月には、前掲した史料(F)にみえる「男身之調」に早くも変化したと一般に考えられている。しかしながら、この「男身之調」は、田調・戸調と同じ次元で論ぜられる性格のものとは思えない。津田左右吉氏は、この「男身之調」こそが大化の調制であったとするが、これはそのような一般的な性格のものではなく、対象も地域も限定された特殊なものであったと考える。改新詔の第四条に、人身を基礎に賦課される税制が一つだけある。「兵」すなわち兵器の輸納である。これはいわば特殊な税制であつて、田調・戸調やその他の税制とも併存し得る性格のものである。林陸朗氏が述べるように、「男身之調」は東国国司に関する記事として位置づけるべきであり、それは、東国を対象にしたものと考えられる。前述したように、東国国司に関連する詔から窺えるところでは、派遣された使者は、兵器や馬を徴収したほか、「草代之物」等も徴収したようである。「男身之調」とはそのようなものをさすのではなからうか。いわば東国においてごく一時期行なわれた、臨時的・特殊的な収奪形態にすぎないのである。やはり令制的な人身賦課は一般的には、天武・持統朝以降にならなければ実現しないと思われる。

以上、田調・戸調は、大化の頃に畿内だけを対象として行なわれた、基本的な税制であつたことについて述べた。これがどの程度本格的に実施されたのかは勿論全くわからないが、いずれにせよ田調の賦課のためには校田が必要であり、そのことは行論の途中ですでに述べたところである。倭国六県に対する校田は、この田調の賦課との関連で行なわれたといえる。

最後に、一般に大化改新における最大の土地変革として考えられている、屯倉・田荘の廃止という問題について一言だけ述べておこう。いうまでもなくこれは、前掲史料(C)の改新詔第一条の信憑性に関する問題として、また公地公民制の成立に係わる問題として、大化改新をめぐる論争の最大の焦点ともなっている問題である。しか

し、私はこの問題についてはあえてふれないうできた。それは、以下のような理由による。第一に、屯倉・田莊はたしかに土地区分を基礎とした支配のあり方を示すが、しかし、その中には民衆に対する支配も含まれており、⁽³⁵⁾その廃止は、単純に土地変革を意味するというわけにはいかない。それはある意味では領有の変化を示すにしても、純粹に土地に対する支配のあり方の変化という意味での土地変革とは必ずしもいえない面がある。第二に、屯倉・田莊の廃止は、必ずしも班田収授制の成立と結び付けて、それとの関連で論ずべき性格のものではなく、むしろ改新詔第一条の構成からすれば、それは食封制の成立の問題と密接に関連しているといえる。⁽³⁶⁾食封制が、土地よりもまず民戸に対する支配を意味することはいうまでもない。また、屯倉については、評制の設置との関連も十分に考慮する必要がある。⁽³⁷⁾いずれにせよ、収公された屯倉や田莊が一般民衆に口分田として班給されたとする想定は、あまり根拠がないといわなければならない。そして、第三に、たとえ改新詔第一条をそのまま信ずるとしても、大化以降にも屯倉・田莊が部分的にせよ存続することは、すでに米田雄介氏によって指摘されることである。⁽³⁸⁾屯倉・田莊の廃止が行なわれたとしても、その実態は少なからず不明である。以上のようなことからすると、大化改新時の班田や校田について考える場合、最も問題の多い改新詔第一条の分析が必ずしも絶対に必要な不可欠なものとはいえないと判断した。

- (1) 『日本書紀』大化元年九月甲申(一九日)条。
- (2) 『日本古典の研究』下、一五二・三頁。
- (3) 『日本書紀通釈』第五、三一九五頁。
- (4) 『律令時代の陸田と園地』(『宮城教育大学紀要』一三卷、三二二頁)の注(5)。
- (5) 泉谷康夫氏は、この詔によって重層的土地所有関係の一掃がはかられ、その結果、有勢者の上位所有権が否定されたとする(『大化前代の土地制度——一つの改新詔論——』、『日本書紀研究』第六冊、一四頁以下)。しかし、この詔はあくまでも賃租

的行爲を禁止したものであり、土地所有の廃止・移動については何ら論じてはいない。

- (6) 『日本古代の国家と農民』一八二頁以下。
- (7) 前掲書三二九五頁。ただし、飯田氏は行字の可能性も指摘している。
- (8) 植松考稷氏は「自正月」はあとの書き加えであり、大化二年八月を班田の起点とする（『律令時代に於ける度地法の展開——代及び町、段、歩に就いての考察——』（『史観』九号、六八頁）。どの時点も起点にするかでは若干異なるが、白雉三年の班田を、大化二年に開始された班田との関連で考える点では軌を一にする。
- (9) さしあたり、体系日本史叢書6『土地制度史』I、八九—九一頁参照。
- (10) 『大宝二年（七〇二）西海道戸籍の受田額記載について』（『金沢法学』二八卷二号、一一六頁以下）。
- (11) 植松前掲論文六四頁以下、亀田隆之『日本古代に於ける田租田積の研究——度量衡制との関連を通して——』（『古代学』四卷二号、一五三頁以下）、田名綱宏『田制及び租法から見た大化改新詔の信憑性について』（『人文学報』（都立大）二五号、一八六頁以下）等参照。
- (12) 前掲拙稿「大宝二年（七〇二）西海道戸籍の受田額記載について」一三九頁注(27)参照。
- (13) 拙稿「律令制的土地所有に関する一考察——いわゆる田主権の問題をめぐって——」（『法学』四二卷四号、一二七頁）参照。
- (14) 『日本の古代国家』二九六頁以下。
- (15) 『律令国家成立過程の研究』一八四頁。
- (16) 前掲書一九一頁以下。
- (17) 前掲書一六五頁以下。
- (18) 『班田収授制の成立』（『法学』四八卷六号、一頁以下）。
- (19) 『律令国家と畿内——古代国家の支配構造——』（『日本書紀研究』一三冊、六三・四頁）。
- (20) 大津氏は、『続日本紀』慶雲三年九月丙辰（二五日）条の田租記事を慶雲三年格とは別のものとするが、その根拠は必ずしも十分とは思えない。また、氏によれば、畿外では大宝元年に田租の徴収・管理権が国司に移ったとされるが、とすればその時に田租制を定めなければ、国司はその業務を行ない得ないのではなからうか。氏のように、その六年後の慶雲三年に漸く制度的に田租制が定まったと解するのは、あまりにも不自然である。そもそも大宝令が実施された段階で、何故に田租に関する規定がその効力を発揮しないのか、そのことを合理的に説明する必要がある。

- (21) 前掲論文六四頁。
- (22) 「改新詔と畿内制の成立」(上)『続日本紀研究』二〇九号、七頁。
- (23) 前掲書一七九頁。
- (24) 同右、一八四・五頁。
- (25) 管見に入った主要な研究を列挙すれば、坂本太郎「大化改新の研究」三六五―九頁、津田左右吉「日本上代史の研究」一九一頁、井上辰雄「大化の詔の「調」について——田之調」「戸之調」を中心として——」(『東方古代研究』一〇号、二二頁以下)、村尾次郎「律令財政史の研究」三八―四三頁、関晃「改新の詔の研究」(『東北大学文学部研究年報』一六号、一四一―九頁)、井上光貞「日本古代国家の研究」四三四―八頁、青木和夫「律令財政」(岩波講座「日本歴史」3古代3(前)、一二六―八頁)、八木前掲書三三二―七頁、石母田前掲書一一三・四頁、三八二・三頁、沼野勉「調制度の成立について——大化の「調」を中心として——」(『史元』一三三号、一三頁以下)、林陸朗「大化改新詔の「田之調」と「戸別之調」」(『国学院雑誌』七一巻一―一、四三頁以下)、玉置悦子「調制に関する一考察——その成立期をめぐって——」(『寧楽史苑』一八号、五六頁以下)、石上英一「日本古代における調庸制の特質」(『歴史学研究会別冊特集「歴史における民族と民主主義——一九七三年度歴史学研究会大会報告——』二九・三〇頁)、長山泰孝「律令負担体系の研究」二二頁以下、藪田香融「日本古代財政史の研究」二二―九頁、吉村武彦「大化改新詔研究にかんする覚書」(『千葉史学』一号、二六―八頁)等である。以下、田調・戸調に関する諸氏の研究につきふれる時は、断りのない限りこれらの文献による。
- (26) 関晃氏に従って、一般の刊本の「質」は採らない。
- (27) ただし、玉置悦子氏は、田調の絹、純、布の広さ一尺半という規格は当時の織物技術と生産力の面からあり得ないとしており、規格を定めた副文には修飾があるのかもしれない。ただ後述するように、田調は畿内に限って賦課されたと考えられるのであり、令制の調庸物と一般的に比較することはあまり意味がなく、この点はより慎重に検討する必要がある。そのような規格も、畿内の先進地域では可能であったのかもしれない。
- (28) よく指摘されるように、改新詔の第四条には、仕丁、采女の特殊な形態を除いて、令制の歳役や雑徭に相当する力役一般が全く姿を見せない。そのような税制は、大化以前の伝統的な慣行そのままに在地豪族層の収奪体系の中で機能しており、それを一挙に断絶せしめることは極めて困難であったといえよう。
- (29) 前掲書一一三・四頁。
- (30) 「慶雲三年二月十六日格の『戸別之調』について」(『古代文化』一六一号、一一四頁以下)。

- (31) 前掲「改新の詔の研究」(下)一五一—一三頁。
- (32) 前掲書一五一・二頁。
- (33) 「古代東国の貢馬に関する研究——「馬飼」の伝統について——」(『歴史』一七輯、一四頁以下)。
- (34) 前掲論文三五頁。
- (35) さしあたり、彌永貞三「大化以前の大土地所有」(『日本經濟史大系』1古代、九五頁以下)参照。
- (36) さしあたり、石母田前掲書九四頁以下参照。ただし、石母田氏は改新詔第一条の食封は述作されたものとみている。
- (37) さしあたり、田中卓「郡司制の成立」(中)『社會問題研究』三卷一号、四四頁以下)参照。
- (38) 「ミヤケの再検討」(『ヒストリア』三五号、一頁以下)。なお、門脇禎二氏は「七世紀の人民とミヤケの「廃止」」(『日本史研究』一三九・一四〇合併号、四八頁以下)、大化における屯倉の廃止を全面的に否定し、逆に角林文雄氏は「大化の屯倉廃止」(『ヒストリア』九二号、一頁以下)、全面的に肯定するようである。

七 七 七 七 七

はじめに述べたように、大化の班田収授制に関して、現在のところ四種の学説が行なわれているといつてよい。それらの学説は、大化改新の全体的評価と密接に関連して提起されており、その点はある意味では当然のことでもあるが、しかし反面、この問題だけを独自に考察する努力が従来必ずしも十分になされたとはいい難い面ともなつてあらわれている。そこで本稿では、問題をもつばら大化における土地制度の変革に絞つて検討を加え、従来の諸説とはかなり異なる形でその実態を捉えようと試みた。

その結果、大化改新時において、一定の土地変革が東国と畿内という二つの地域においてなされたが、それは班田収授制の成立として捉えるべき性格のものではないことを明らかにした。すなわち、東国における校田と班田は、建評と並行的に強制的な移住と開墾をともなつて進められた措置であり、それは、軍事的拠点における経

済的基盤の創出ともいふべきものであった。また、倭国六県等の畿内の一定地域に対してなされた校田の主要な意義は田租および田調の賦課にあり、そして畿内を中心とする地域で寺院や群臣・伴造、市司・渡子等を対象になされた校田と田地賜与の意義は、いわば令制的な国家機構の確立へ向けて、その財政的基盤を整備することにあった。この両地域における土地変革は、一般民衆をも対象に一定の田地が定期的に班給・収公されるという、令制的な班田収授制に直ちに結び付き得る性格と内容をもつものではなかった。以上のような結論を導く過程において、たとえば東国国司詔に関する理解や、官司屯田および田調等に対する捉え方について、従来とはかなり異なる見解を提起した部分もある。思いすごしや見落しとの点もかなりあるかと思うが、大方の御批正を頂ければ幸いである。

〔付記〕 私自身の怠惰不徳と若干の事情により、前半部を発表して以来かなりの時日が経過してしまい、その間、門脇禎二^一、いわゆる、大化二年八月癸酉の詔について^二（岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』上、一五五頁以下）、高橋崇「大化の東国国司について」（遠藤元男先生頌寿記念会編『日本古代史論苑』九五頁以下）、中西康裕「大化の「東国国司」に関する一考察」（『続日本紀研究』二四七号、一頁以下）等、前半部の内容に直接に関係する論稿がいくつか発表された。いずれ機会を得て補訂を加えた^三。